

# 社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会事務権限規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会の会長等の職務権限に属する事務の決裁に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁…この規程において定められた権限の範囲内で、その権限に属する事務の処理につき、最終的の意思決定を行うことをいう。
- (2) 代決…決裁責任者が旅行、その他の理由により不在のときは、この規程において定められた権限の範囲内で、その権限に属する事務の処理につき、一時当該責任者に代って決裁することをいう。

## (事務の代決)

第3条 会長が不在のときは、事務局長がその事務を代決することができる。

2 事務局長が不在のときは、あらかじめ指定された職員が事務局長の権限に属する事務を代決できる。

## (代決の制限)

第4条 前条の代決は、緊急を要するもの又は、あらかじめ決裁責任者の指示を受けた者に限る。

## (後閱等)

第5条 代決した事項については、速やかに当該事務の決裁責任者へ報告し、後閱を受けなければならない。

## (会長の決裁事項)

第6条 会長は、次に掲げる事項を決裁する。

- (1) 役員会に付議する事項の決定又は、協議を要する事項の決定
- (2) 重要な資産の管理方法及び処分の決定
- (3) 規程等の施行細則の制定及び改廃
- (4) 借入金の決定

- (5) 職員の任免、懲戒及び賞罰
- (6) 役員及び評議員の県内外出張命令並びに事務局長出張命令
- (7) 特に重要な通知、公告、申請、届出、報告、照会及び回答
- (8) 訴訟その他の争訟に関する決定
- (9) 予備費の充当及び予算の流用
- (10) 1件の金額が、5万円以上の予算の執行及び契約の締結
- (11) 1件の帳簿価格が、5万円以上の固定資産の除去及び処分
- (12) 臨時職員の任免
- (13) 前各号に準ずる事項の決定

(事務局長の専決事項)

第7条 事務局長は、次の各号に掲げる事項を専決する。

- (1) 事業計画の執行
- (2) 1件の金額が、5万円未満の予算の執行及び契約の締結
- (3) 職員（事務局長を除く）の出張命令及び復命の受理
- (4) 職員の有給休暇の承認
- (5) 職員の時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務の命令
- (6) 職員の扶養家族の認定
- (7) 職員の住居手当及び通勤手当に関する確認及び決定
- (8) その他就業規程に定める諸届の受理
- (9) 職員の事務分担の決定
- (10) 通知、公告、申請、届出、報告、照会及び回答
- (11) 1件の帳簿価格が、5万円未満の固定資産の除去及び処分
- (12) 収入命令及び支出命令
- (13) 建物及び備品の維持管理
- (14) 現金、有価証券及び担保物権の出納管理
- (15) 各種委員会等の開催及び決定事項の執行
- (16) 前各号に準ずる事項の決定

(専決の制限)

第8条 前3条の規定にかかわらず、特命のあった事項、重要若しくは異例と認められる事項、新規な事項又は、疑義のある事項については、会長の決裁を受けなければならない。

(委任)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

## 付 則

この規程は、平成9年9月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

第2条(1)「専決…会長又は会長の権限の受任者の権限に属する事務を常時その者に変わって決裁することをいう。」を「決裁…この規程において定められた権限の範囲内で、その権限に属する事務の処理につき、最終的的意思決定を行うことをいう。」に改める。

同条(2)「代行…会長又は会長の権限の受任者又は、専決権限を有するもの(以下)「決裁責任者」という。)が決裁すべき事務を決裁責任者が不在のとき又は、事故ある時若しくは欠けたとき(以下「不在」という。)一時決裁責任者に変わって決裁することをいう。」を「代決…決裁責任者が旅行、その他の理由により不在のときは、この規程において定められた権限の範囲内で、その権限に属する事務の処理につき、一時当該責任者に代って決裁することをいう。」に改める。

第3条第1項中「副会長」を「事務局長」に改め、第2項を削り、第3項を第2項に改める

第8条中「上司」を「会長」改める。